名称	関係告示	所在地	地域
東平安名崎	平成十九年文部科学省告示第六号	沖縄県宮古島市城辺字保良平安名	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅻ座標系を基準とするA地点（X＝マイナス一三九四四〇・八四〇メートル、Y＝一四七一〇三・九〇〇メートル）、B地点（X＝マイナス一四一〇九七九・四六六メートル、Y＝一四七一二〇・二五一メートル）、C地点（X＝マイナス一四一八九二〇・六五二メートル、Y＝一四八四・四八八メートル）、D地点（X＝マイナス一四一二九四二四・三四九メートル、Y＝一五二四六メートル）、E地点（X＝マイナス一三八四七二・一九四メートル、Y＝一五一三〇九・六七九メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 ただし沖縄県宮古島市城辺字保良平安名一二二一番一四の部分は除く。 備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び宮古島市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	地域
旧山崎氏別邸庭園	埼玉県川越市松江町二丁目	七番八のうち実測一三二二・一五平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を埼玉県教育委員会及び川越市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
舩木氏庭園	広島県三原市西町二丁目	一三一九番一のうち実測八九二・八九平方メートル、一三一九番二のうち実測七〇二・六五平方メートル、一三一九番三のうち実測三〇六・九一平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を広島県教育委員会及び三原市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表に掲げる文化的景観を重要文化的景観に選定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

名称	所在地	区域	面積
久礼の港と漁師町の景観	高知県高岡郡中土佐町	高岡郡中土佐町久礼及び久礼港の各一部 備考　地域に関する実測図を高知県教育委員会及び中土佐町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	二四四・六ヘクタール
小値賀諸島の文化的景観	長崎県北松浦郡小値賀町	北松浦郡小値賀町大島郷及び宇々島郷の全域 同　笛吹郷及び柳郷の各一部 備考　地域に関する実測図を長崎県教育委員会及び小値賀町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	三一三・九ヘクタール
天草市崎津の漁村景観	熊本県天草市	天草市河浦町大字崎津及び崎津漁港の各一部 備考　地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び天草市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	一五九・九ヘクタール

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表下欄に掲げる地域を追加して選定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日

文部科学大臣　髙木　義明

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域	下欄 面積
四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来	平成二十一年文部科学省告示第十五号	高知県高岡郡中土佐町	高岡郡中土佐町大野見萩中及び大野見下ル川の各一部 備考　地域に関する実測図を高知県教育委員会及び中土佐町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	五一九・一ヘクタール